

# 平成21年度 事業計画書

自 平成21年4月 1日  
至 平成22年3月31日

社団法人 日本化学工業協会

# 目 次

I. 全体の事業計画	1
II. 委員会の活動計画	2
1. 総合対策委員会	2
2. 広報委員会	3
3. 国際活動委員会	6
4. 経済・税制委員会	7
5. 労働委員会	8
6. 技術委員会	10
7. 環境安全委員会	11
8. ICCA 対策委員会	21
III. 自主事業の活動計画	25
1. 研修センター	25
2. 日本化学試験所認定機構 (JCLA)	26
IV. 関連組織の活動計画	29
1. 日本レスポンシブル・ケア協議会 (JRCC)	29
2. 化学標準化センター	31
3. 化学製品 PL 相談センター	32
4. 危険品貨物情報室	33
5. 化学兵器／産業検証連絡会	33
V. 事務局共通事項	34
1. 情報化の推進	34
2. 職務能力の向上	34

# 平成 21 年度(社)日本化学工業協会事業計画書

## I. 全体の事業計画

(社)日本化学工業協会(日化協)は、「産業と社会の共生・共栄」を基本理念に、化学産業の健全な発展を図り、もって我が国経済の繁栄と国民生活の向上に寄与することを目的として活動している。また、日本の化学産業団体を代表して国際化学工業協会協議会(ICCA)に参画し、世界の化学産業・工業会に共通する諸課題に自主的に取り組んでいる。

平成 20 年度の重要課題への対応は、以下のとおり。

- ・地球温暖化対応では、環境自主行動計画の目標達成を優先課題とし活動するとともに、国内試行的排出量制度を通じ、実質的排出削減への貢献について検証を開始した。国際的には ICCA における「気候変動とエネルギー」のリーダー国として、地球規模での化学産業の本課題に対する取組みの方向を示すとともに、LCA などの具体的手法の提案を行った。また、日中省エネルギー・環境総合フォーラムにおける分科会の開催により、温暖化対策の鍵を握る技術の移転について前進を図った。
- ・化学品管理では、物質に係わる環境・安全について、レスポンシブル・ケア(RC)活動を推進するとともに、欧州の新たな化学品規制(REACH)に関し、タスクフォースチームにより対応をはかり予備登録という第 1 段階を終了した。また、リスク評価・管理体系の構築を目指す改正化審法が円滑に機能するよう積極的に提案活動を実施した。さらに、ICCA メンバーとして、HPV や LRI などの国際的共同自主活動にも継続して取り組んだ。
- ・広報活動では、国内外での化学産業のプレゼンスの向上を課題に、化学産業に対する社会全体からの信頼の維持・向上に資するためのコミュニケーション活動を行った。また、次世代の人材育成の観点から、「夢・化学—21」、「全国高校化学グランプリ」、「国際化学オリンピック」、「実験教室」などを通じ活動を推進した。
- ・公益法人制度改革に関しては、9 月理事会にて、概ねの方向を決め、これに基づき、新定款の作成および公益目的支出計画の作成に取りかかった。

これらの実績を踏まえ、平成 21 年度は、以下の項目を重点課題とし、日化協事業目的の達成と会員ニーズの充足に向けた活動を効率的に推進していく。

- ・地球温暖化対応のさらなる推進
- ・ICCA 優先課題活動(気候変動とエネルギー、化学品政策と健康、RC)への対応
- ・環境・安全に係わる諸課題に対する内外での取組み強化
- ・広報・広聴活動のさらなる充実
- ・公益法人制度改革への対応

[※文中の英文表記については、次ページ以降の本文中で解説する。]

## II. 委員会の活動計画

### 1. 総合対策委員会（事務局 総務部）

#### (1) 企画および運営の方針

化学産業団体として、政策提言や情報発信を図るとともに、化学産業に対する社会の理解と信頼を一層増進するため、各委員会とも連携して事業の充実、拡大に努める。また、日本を代表する化学団体として国際分野での活動に積極的に参画し、国際的プレゼンスを高める。

#### (2) 活動計画

##### 1) 総合対策委員会および同幹事会

平成 21 年度は 2 回の総合対策委員会定例会合を開催するとともに、内外の重要課題について必要に応じて随時会議を開催する。

また、下部組織である総合対策委員会幹事会および同ワーキンググループ(通称「部長会」)を適宜開催し、時々の案件に取り組む。

##### 2) REACH 対応部会

欧州の新化学品規制である REACH<sup>1</sup> の予備登録は、2008 年 12 月 1 日をもって終了した。2009 年 1 月 1 日以後本格的な登録作業が開始されており欧州では SIEF<sup>2</sup> 下でのコンソーシアムなどの諸活動が開始されている状況にある。一方では登録に向けて CSA<sup>3</sup> の実施、CSR<sup>4</sup> の作成など技術的な対応が必要となり、またこのための情報交換、SVHC<sup>5</sup> 情報の伝達など具体的なアクションが求められてくる。REACH 自体はその運用においてまだ不明確あるいは未解決な部分も残されており、今後、これらの解決や発生が予想される事態についても当局に対し引続き働きかけていく必要がある。このような状況下 REACH 対応部会では REACH 情報連絡会やワークショップの開催などを通じ、会員への情報提供、支援を充実するほか、平成 20 年度に引続き以下の項目に取り組むが、平成 21 年度は化学関連各工業会と連携を取りながら、特にユーザー対応、とりわけ物質情報伝達方法に関する問題点の明確化を図り、より円滑な情報伝達が行われるようなシステム（あるべき姿）の追求を進めてゆく。

① 日化協会会員への情報提供とコンサルティング(CSA、CSR、登録戦略など)

<sup>1</sup> REACH : Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals

<sup>2</sup> SIEF : Substance Information Exchange Forum(化学物質情報交換フォーラム)

<sup>3</sup> CSA : Chemical Safety Assessment(化学品安全評価)

<sup>4</sup> CSR : Chemical Safety Report(化学品安全評価書)

<sup>5</sup> SVHC : Substance of Very High Concern(高懸念物質)

- ② REACH の実施にともなう諸問題について、ECHA<sup>6</sup> など EU<sup>7</sup> 行政当局、WTO<sup>8</sup> などへの働きかけならびに ICCA<sup>9</sup> 傘下の協会および APEC<sup>10</sup>、アジア諸国などとの連携による解決など
- ③ 国内行政当局への意見具申、働きかけなど
- ④ 国内外におけるサプライチェーン、ユーザー対応（特に情報交換システムについて）
- ⑤ 関係する国内関係協会・工業会との連携、広報活動の充実

## 2. 広報委員会（事務局 広報部）

### (1) 企画および運営の方針

個別企業の取組みでは効率的でない活動(国際活動も含む)や学会などとの活動、あるいは消費者、オピニオンリーダー、学生などの不特定多数および行政当局などを対象とする活動を中心として、化学産業に対する社会全体の信頼の維持・向上に資する広報・広聴活動を積極的に展開していく。

また、市民、NGO<sup>11</sup>、マスメディア、アナリスト、ユーザー業界、行政当局、学会、労働組合などの利害関係者(ステークホルダー)との間で、環境、化学品安全などの科学的事項を含む多彩なテーマでのコミュニケーションを通じて相互理解を深めることがますます重要になっている。活動にあたっては、一般の方々の理解を得るため、より分かりやすいツーウェイコミュニケーションを実施していくとともに、説得する広報でなく、意見の対立があってもそれを納得し合える広報を実施していく。

さらに、業界としての政策提言力や情報発信機能の強化・拡大などを目的に、中・長期的な広報活動のミッション・基本方針の見直しおよび効率・充実化を、委員会内の広報活動部会などをおして行っていく。

このような観点から、平成 21 年度は、以下の 6 点を重点課題とする。

- I. 化学産業の社会・産業発展への貢献および地球温暖化対応などの日化協活動に対する認知向上および理解促進
- II. 環境・化学品安全に関する広報・広聴活動の強化：化学産業の将来に係わる可能性のあ

<sup>6</sup> ECHA : European Chemicals Agency(欧州化学品庁)

<sup>7</sup> EU : European Union(欧州連合)

<sup>8</sup> WTO : World Trade Organization(世界貿易機構)

<sup>9</sup> ICCA : International Council of Chemical Associations(国際化学工業協会協議会)

<sup>10</sup> APEC : Asian Pacific Economic Cooperation(アジア太平洋経済協力会議)

<sup>11</sup> NGO : Non-governmental Organization(非政府機関)

る諸課題のいち速い察知およびコミュニケーションを通じた適切な対処。科学的議論の推進ならびに産業界の見解・取組みおよびリスクとベネフィットの理解の促進

III. 会員企業のニーズに即した広報・広聴サービスおよび協力・連携

IV. 化学業界他団体との連携強化：化学業界全体の広報活動の効果拡大・効率化の推進

V. 世界の化学業界の一員としての一貫性あるメッセージの発信および業界共通意見の主張

VI. 次世代を担う青少年に対する広報活動の実施

## (2) 活動計画

重点課題Ⅰに関して

### 1) 化学産業に対する理解の増進

平成 21 年度の広報の主要な課題として「化学産業の地球温暖化対策への取組み」と「化学産業の環境・安全・健康に関する自主活動」への理解増進を目指す。

まず地球温暖化対策であるが、化学業界の貢献は、化学業界の事業内容や経営姿勢に関し世の中の理解を得るよい材料である。また、貢献への理解を得ないと化学産業の将来的な発展について悪影響を及ぼす可能性が出てくる。平成 21 年は温暖化対策に関するデータなどの取りまとめが終了するのにあわせ、啓発映像を作成するなど広範囲かつ積極的に広報を実施していく。

また、第 2 の課題については、平成 21 年 5 月の国際化学物質管理会議で国際連携による環境・化学品安全への化学産業の自主的活動の進捗状況を報告するが、これを機会に活動内容の PR を積極的に実施していく。

「夢・化学-21」キャンペーン(後述)においても種々の事業を実施し、化学産業の啓発活動を積極的に行う。

### 2) 印刷物・ウェブサイトによる化学業界動向、日化協活動などの紹介

① 日化協のウェブサイトについては、事務局内にワーキンググループを設置し大幅改訂を行い、日化協の活動内容や意見などを適時的確に広報するよう充実を図る。

② 「グラフでみる日本の化学工業」2009 年版の発行を行う。

### 3) ステークホルダーに対する広聴活動の一層の推進

### 4) マスメディアへの積極的な PR

ニュースリリース、取材対応、レクチャー、科学部長会との対話などを通じ、地球温暖化対応を始めとする日化協の活動や主張をマスメディアへ積極的に PR するとともに、広報・広聴活動に役立てる。

重点課題Ⅱに関して

### 1) 環境・化学品安全への対応および化学業界の自主的活動における広報

## ① 化学産業の将来に係わる課題への対応

化学産業の将来に係わる主要な課題として、重点課題Ⅰで述べた「地球温暖化対策の問題」「化学産業の環境・安全・健康に関する自主活動」の理解増進に加え、バイオモニタリングや新規化学物質(ナノマテリアルなど)の安全性など新規課題がある。化学物質の安全性では、過去一方的な報道で大きな問題になった内分泌かく乱作用での経験をもとに、新規課題については、初期対応を重視し、関連部署と種々の準備を整える。

分かりやすい主張・資料、マスメディアのキーパーソンとの定期的意見交換、講演会の開催、関連シンポジウム・セミナーへの参加・対応、行政当局への広報・広聴などを実施していく。特に、環境省主催の「化学物質の環境リスクに関する国際シンポジウム」には、国際的な連携のもとで引続き対応していく。

## ② レスポンシブル・ケア活動やLRI<sup>12</sup>、HPV<sup>13</sup>などのより積極的な広報

レスポンシブル・ケア活動が化学業界の広報活動の大きな柱であることに鑑み、JRCC<sup>14</sup>に協力し、広報活動を支えていく。LRIやHPV、安全表彰については、適時的確なニュースリリース、取材対応、広告、分かりやすい資料の作成配布などを行い、本活動の認知向上に努める。

## 2) 「化学物質と環境円卓会議」への対応

環境リスク低減のために情報を共有し、相互理解を深めるためのコミュニケーションの場である本会議に参加し、化学業界の環境・安全への取組みに関する最新情報の提供、制作物の配布など、広報・広聴活動を継続的に実施していく。

## 3) 行政当局やNGOとの情報交換の継続

重点課題Ⅲに関して

### 1) 広報NETの充実

日化協の活動概要に加え、経営や広報活動に役立つ情報・ノウハウなど、会員のニーズに沿った内外の関連情報のタイムリーな配信を継続する。

### 2) 広報研修会の実施

ワーキンググループでテーマを検討し、年間4回程度実施する。

重点課題Ⅳに関して

### 1) 化学業界団体の広報連絡会の実施

化学業界の主要 11 団体で構成する化学業界団体広報連絡会は、各団体の広報活動情報や

<sup>12</sup> LRI : Long-range Research Initiative(長期自主研究)

<sup>13</sup> HPV : High Production Volume(高生産量化学物質)

<sup>14</sup> JRCC : Japan Responsible Care Council (日本レスポンシブル・ケア協議会)

様々な活動のベストプラクティスの共有化、合同講演会の実施を行っているが、さらに中学校・高校教員に対する環境研修会や教員向け工場見学会、中学生向けプラスチック教材制作などを協力して実施し、広報効果の拡大と効率化を図る。

重点課題Vに関して

1) ICCA ならびに海外諸団体・業界団体との関係強化の広報活動と連携・協力

ICCA コミュニケーショングループの役割が拡大しており、国際化学物質管理会議に関する広報活動などに積極的に参加していく。同活動への関与を通じて、コミュニケーションやコミュニケーションの基本方針をベースとしたレピュテーション広報の連帯強化を図る。

重点課題VIに関して

1) 「夢・化学-21」キャンペーン事業

現在、本事業の活動の柱は、「実験体験」型の活動、次世代の科学技術を担う人材の育成を目的とした高校生向けの「全国高校化学グランプリ」および「国際化学オリンピック」ならびに小冊子やウェブサイトなどによる化学産業・化学の啓発事業の三つである。平成 21 年度も「国際化学オリンピック」「夏休み子ども化学実験ショー」などについて、(独)科学技術振興機構および子どもゆめ基金に助成金を申請し、本事業の充実を図る。

- ① 子ども向けイベント:「夏休み子ども化学実験ショー」の継続開催(平成21年8月1~2日、於:日本科学未来館)のほか、国立科学博物館などでの実験教室、全国の科学館での出前実験教室を実施する。
- ② 次世代育成事業:「全国高校化学グランプリ」の開催および「国際化学オリンピック」(イギリス大会)への派遣については、継続して実施する。「国際化学オリンピック」の 2010 年日本開催についても準備作業・イベントに協力する。
- ③ 化学産業・化学の啓発:中学生向けの副読本「化学と生活」の配布を実施するとともに、中学校の先生向け実験集を完成させる。身近にある化学製品に関する啓発のウェブサイト「化学ミュージアム」の掲載製品の数を増やし、充実を図る。「化学カルタ」ワーキンググループで制作した「化学カルタ」元素記号編を小規模ながら小学校で実際に使用してもらい、今後の活用方法を検討する。

### 3. 国際活動委員会 (事務局 国際業務室)

#### (1) 企画および運営の方針

わが国化学産業の通商問題、アジア問題に関し、国内外において国際交流を深め、情報・意見の交換とグローバルな協力関係を推進する。従来の、WTO ドーハ・ラウンドおよび地域／

二国間自由貿易協定(FTA<sup>15</sup>)などの通商課題に加えて、日中省エネルギー・環境総合フォーラム、日中官民対話を中心とした中国との交流、ASEAN 諸国との交流を深める。

## (2) 活動計画

### 1) 通商課題

- ① WTO ドーハ・ラウンド交渉の進捗に合わせ、タイムリーに行政当局に意見具申し、わが国化学産業の意向が反映されるよう努める。
- ② 進行中の経済連携協定 (EPA<sup>16</sup>) 交渉において、関連団体と調整し、経済産業省に意見を具申する。
- ③ WTO、EPA、APEC<sup>17</sup>などにおいて議論されている原産地規則について、前年に引き続き、化学業界としての意見を取りまとめ、具申する。

### 2) 中国との交流

- ① 「日中省エネルギー・環境総合フォーラム」については、技術委員会と連携し積極的に推進する。
- ② 「日中官民対話」については、今後の基本的な進め方を見直す。

### 3) ASEAN 諸国との交流

- ① 経済産業省と連携の上、アジア諸国の化学工業協会との交流を図る。
  - ・ WGCI<sup>18</sup> (日本・アセアン化学産業の官民対話プログラム)へ参加
  - ・ ACIC<sup>19</sup> (アセアン化学工業協議会)へ参加
  - ・ APEC 化学ダイアログへ参加
- 4) グローバル情報の積極的収集と、委員会、通商ネットなどでの迅速な伝達

## 4. 経済・税制委員会 (事務局 産業部)

### (1) 企画および運営の方針

- 1) わが国の国際競争力の強化と化学産業の活性化に向け、業界の要望を取りまとめ、平成22年度税制改正要望として行政当局などに提出してその実現に努める。同時に、環境税制などの議論については、的確に対応していく。

当委員会に税制運営部会を置きこれらを推進する。

---

<sup>15</sup> FTA : Free Trade Agreement

<sup>16</sup> EPA : Economic Partnership Agreement

<sup>17</sup> APEC : P3 参照

<sup>18</sup> WGCI : Working Group for Chemical Industry

<sup>19</sup> ACIC : ASEAN Chemical Industry Council

- 2) 会員企業の経営判断に資するため、経済動向や関連情報の提供と講演会の開催などを行う。企業経営をめぐる諸課題に対応するため、安全保障貿易管理検討部会、規制緩和検討部会または商法等検討部会において、必要に応じ意見要望を取りまとめる。
- 3) 上記の活動に関連して、情報収集や調査研究などを行う。

## (2) 活動計画

- 1) 平成22年度税制改正要望へ向けて、日本経団連や諸団体と連携を取りながら、企業税制に関する情報収集や化学業界への影響などの調査研究を行い、化学業界の要望を取りまとめ、9月度日化協理事会の承認後、財務省、総務省、経済産業省などに提出する。
- 2) 委員の要望などに応じて国税や地方税などの関係法令や通達の改廃などに関する情報収集や調査研究を行い、適宜説明会などを開催する。また、各種情報や関係資料などを適宜会員に提供する。
- 3) 一般経済動向および化学工業経済動向について、行政当局や調査機関などからの情報収集やその分析などを行い、日化協のウェブサイトや経済ネットなどを活用して、それらを随時会員に提供する。
- 4) 経済動向、経済や経営に関する課題、法令の制定改廃などについて、会員を対象に専門家などによる講演会や説明会を年数回開催する。
- 5) 安全保障貿易管理を中心として、外為法に定められた規制の遵守および合理的運用を目的に外部団体を含めた意見・情報の交換などを年数回行い、企業の輸出管理に役立つ資料などを会員に提供する。
- 6) 規制緩和に関し、過去の達成状況などを検討して行政当局などに要望を提出する。

## 5. 労働委員会（事務局 労働部）

### (1) 企画および運営の方針

平成21年度は主な事業として人事・労務の次世代を担う人材育成事業「人事・労務スタッフ育成セミナー」を企画・実行するほか、平成21年度から新たにワーキンググループによる課題研究を行う。ワーキンググループは会員各社に共通する人事労務課題を採り上げ、調査・研究を行い化学工業としてあるべき方向などについて提言・報告を行うとともに会員企業へ有用情報を提供することを目的とする。

他方、近年人事労務関連の法改正、立法化の動きは活発であり、平成20年3月には労働契約法が施行された。今後とも、労働諸法制・行政指針などの動きを注視し、意見具申など適切な対応を図っていく。また、労働組合との適切な関係の維持・発展を目指すとともに、会員企

業へタイムリーな有用情報の提供、各種講演会の開催などの活動を行う。

なお、運営にあたっては「労働委員会」のほかに「労働委員会幹事会」(委員長、副委員長、事務局で構成)を適宜開催し、時々の課題に柔軟に対応していく。

## (2) 活動計画

### 1) 人事労務の次代を担うリーダー育成

「人事労務スタッフ育成セミナー」を隔年毎に実施してきたが、企業の将来を支える人材となる幹部候補者を対象としたセミナーを平成 21 年度も実施する。平成 21 年度セミナーは前回の実績を踏まえ、より実効性のあるセミナーを工夫する。

- ・(目的)「経営における人事・労務の機能と今後の役割」を基本認識とし研修を通じて人事・労務担当者として事態の本質を見極め、変革の方向を踏まえつつ、自ら方針を立て、問題解決する能力の涵養を図ることを目的とする
- ・(テーマと構成) ①ビジネス環境の現状と今後の展望 ②マネージメント、リーダーシップ ③ビジネススキル ④設定型問題 ⑤人材育成
- ・(対象者) 経営幹部候補者 約 20 名
- ・(期間など) 平成 21 年 5 月～平成 22 年 2 月、宿泊研修を含め合計 8 回実施

### 2) ワーキンググループによる課題研究

平成 21 年度から人事・労務の重要課題或いは将来を見据えた中長期的な観点から必要と思われる適切なテーマを採り上げ化学工業としてあるべき方向や対策などについて調査、研究、提言を行うことを目的としたワーキンググループを発足させる。ワーキンググループは各社から募集した 5 名～8 名程度のメンバーによる構成とし、活動期間は 1 年、成果の発表を労働委員会などで行う。平成 21 年度のテーマは、「今後の高齢者活用のあり方」とする。

### 3) 労働法制見直し、行政施策への対応

平成 20 年 12 月には労働時間法制が国会で可決成立し、平成 22 年 4 月 1 日から施行される。平成 21 年度も様々な労働関連法、指針などの見直し・立法化が進められる見通しであるが、引続き次の通り対応する。

- ・会員への労働法制、指針などの見直し・立法化などの速やかな情報提供
- ・業種としての意見の反映(日本経団連を通じて、もしくは直接行政当局へ)
- ・その他必要に応じ、行政諸施策に関する会員への情報提供など

### 4) 労働組合への適切な対応

- ・ ICEM-JAF(日本化学エネルギー鉱山労働組合協議会)化学委員会との労使懇談会の継続実施(第 36 回、第 37 回)や労組主催のセミナーへの参加などにより意思疎通と信頼関係の維持・向上に努める。

5) 日化協会員への有用な人事・労務情報の提供

会員企業からのニーズ・問合せに的確に対応するとともに、適宜講演会を開催し会員企業へ有用な各種の情報を提供する。

- ・情報 BOX(FAX)、日化協ウェブサイトでの最新情報提供
- ・講演会の開催(年間 4 回程度)
- ・労働関係各種調査

6) 次世代化学産業を担う技術系人材の育成支援

## 6. 技術委員会（事務局 技術部）

### (1) 企画および運営の方針

1) 地球温暖化対応に関して、これまで 10 年間継続して推進してきている環境自主行動計画平成 19 年度の目標見直しにしたがい、

- ① 製造部門・業務部門・家庭部門の活動を推進する。
- ② 化学工業界の省エネ技術の海外への普及に努める。

また、ポスト京都議定書対応の確立を急ぐ。そのため、

- ③ 加盟企業代表者による意見交換、国内他業界との連携を深め、
  - ④ 国際組織 ICCA での活動を推進し、グローバルな観点での活動を推進する。
- 2) 化学企業のエネルギー転換部門に係わる多様な課題に対応するため、広く情報収集と調査研究を行う。
- 3) 日化協技術賞の表彰候補業績の選考を行い、化学技術の進歩向上と化学産業の技術開発振興を図る一助とする。
- 4) 必要に応じて技術的話題を中心とした情報収集や講演会などの行事を開催する。

### (2) 活動計画

1) 地球温暖化対応

「環境自主行動計画」に参画し、各企業の活動内容のフォローアップを行う。また、ポスト京都議定書のポジションの確立を急ぐ。国内においては、参加企業代表による意見交換を深め、「将来枠組みに関する連絡協議会」および「地球温暖化対策関係団体連絡協議会」に参画し、個別業界との連携をとおして協力、推進する。国際対応においては、ICCA の組織改革にともない設立されたリーダーシップグループ(Energy and Climate Change)の議長国として、グローバルな温暖化対応を推進する。また「省エネルギー・環境に関する技術集」を活用した、省エネ・環境技術の海外普及を、日中省エネルギー・環境総合フォーラムの場など

を通じてさらに推進する。

## 2) 電力部会

電力諸制度の調査分析および情報収集を柱に「電力の安定供給」や「環境保全」という視点を交えての課題についても調査研究を行う。また、省エネ法の改正にともない検討が進められている、化学部門へのベンチマーク導入をにらみ、エネルギー転換部門のベンチマーク可能性につき、調査、検討を進める。

## 3) 技術賞表彰

第41回日化協技術賞(総合賞、技術特別賞、環境技術賞)の表彰を行い、また第42回の募集および審査を実施する。

## 4) 各種技術的課題への対応

- ① 知的財産に関するテーマについての特許庁などからの要請については、幹事会で適切に対応する。
- ② 化学兵器禁止機関(OPCW<sup>20</sup>)からの研修生受け入れなどの要請については、幹事会で適切に対応する。
- ③ 新技術開発などに関する各種機関からの要請については、幹事会で適切に対応する。
- ④ 人材育成に係わる各種機関からの技術関連の要請については、幹事会で適切に対応する。
- ⑤ 標準化活動における化学業界共通の課題、国際的な動向への対応については、新たに標準化グループを設置し、体系的に検討し、取組みを進める。

# 7. 環境安全委員会（事務局 環境安全部・化学品管理部）

## (1) 企画および運営の方針

- 1) 化学工業における環境保全、保安防災、労働安全衛生、化学品安全の取組みに万全を期すため、国内外における環境・安全に係わる諸課題について、最近の動向の把握と会員への周知を図るとともに、化学工業界の立場と意見の反映を図り、環境・安全に関する自主活動を、関係諸団体・機関と連携し推進する。
- 2) 環境安全委員会の事業を推進するために、環境・安全の諸課題の受け皿および対策の推進母体として環境部会、保安防災部会、労働安全衛生部会、化学品安全部会を適宜開催し、対応を図るとともに、各個別のテーマについては、ワーキンググループなどで検討し、横断的なテーマについては、必要に応じ運営幹事会などで協議し、事業の推進を図る。

---

<sup>20</sup> OPCW : Organization for the Prohibition of Chemical Weapons(化学兵器禁止機関)

- 3) ICCA 対策委員会および他の委員会、関係ワーキンググループと連携、協力して、ICCA、BIAC<sup>21</sup>、OECD<sup>22</sup>、国連の各機関などの国際機関の環境・安全に関する諸活動に積極的に参画・関与し交流を図るとともに、その取組みを我が国の化学工業界へ紹介し、その反映に努める。

## (2) 活動計画

### 1) 運営幹事会

環境安全委員会全般に係わる重要事項および各部会に横断的に係わる重要事項を検討し、委員会の運営の機能化・効率化を図る。各部会の活動状況を掌握・補佐し、環境安全委員会としての活動方針を審議して環境安全委員会(または環境安全委員長)に諮る。

### 2) 環境部会

<企画および運営>

- ① レスポンシブル・ケア活動の中核となる、自主管理による大気、水質などへの有害物質の排出実態の把握と削減対策の推進、産業廃棄物の削減・リサイクルの促進などに係わる進捗状況の把握と対策推進を図る。
- ② 部会に参画する会員企業・団体との緊密な連携を推進するため、原則として環境部会を毎月開催し、環境関連法規制、環境関連行政の動向などに対応し、その内容の会員への周知を行うとともに、会員からの意見集約とその結果を反映すべく適切な対応を図る。

<活動計画>

#### ① 化学物質排出把握管理促進法(化管法/PRTR<sup>23</sup>法)見直しへの対応

- ・化管法対象物質見直しなどへの対応

当該対象物質見直しに基づき、平成 20 年 11 月に化管法の政令が公布されたが、平成 21 年 10 月に予定されている新規対象物質の MSDS 交付から PRTR 把握開始までの 6 カ月間における新旧 MSDS 併存期間におけるサプライチェーン上の情報伝達については、引続きその混乱を回避すべく、会員の意見集約を行った上、行政当局へ適切な意見具申を行う。

- ・化管法届出量算出状況および届出外排出量算出方法見直し議論などについても、必要に応じ対応を図る。

#### ② 水質規制に係わる対応

- ・水生生物保全「対象物質追加審議」などに係わる対応を図る。

<sup>21</sup> BIAC : The Business & Industry Advisory Committee to the OECD(経済産業諮問委員会)

<sup>22</sup> OECD : Organisation for Economic Cooperation and Development(経済協力開発機構)

<sup>23</sup> PRTR : Pollutant Release & Transfer Register(化学物質排出移動量届出制度)

- ・閉鎖性海域に対する水質総量規制については、新たな第7次水質総量規制に関する検討の動きが見られ、これに対して適切な対応を図る。

### ③ 大気規制に係わる対応

- ・大気汚染防止法違反に関連して、法令遵守体制強化などに関する対応を図る。
- ・新たな「有害大気汚染物質指針値」設定などへの対応を図る。
- ・粒径  $2.5 \mu\text{m}$  以下の微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)に関する「環境基準値」設定の動きに対して、他の業界団体と連携しながら、適切な対応を図る。

### ④ 日化協自主行動計画活動の継続実施

- ・日化協 PRTR(日化協 VOC<sup>24</sup> も含む)自主行動計画における自主管理活動の実施  
日化協 PRTR 集計調査とその解析フォローに合わせて、日化協 VOC 集計調査も行う。
- ・有害大気汚染物質(日化協排出量)と全国モニタリング結果との比較検討を行う。

### ⑤ 産業廃棄物・リサイクルに係わる取組みの推進

- ・廃棄物削減自主行動計画の推進継続、産業廃棄物実態調査の実施  
日本経団連よりの依頼および経済産業省からの委託事業(委託先、CJC<sup>25</sup>)よりの依頼調査を合わせて推進する。
- ・廃棄物処理法の見直し、改正の動きに対し、適切な対応を図る。

### ⑥ その他の課題対応

- ・平成 21 年度に予定されている土壌汚染対策法の改正に向け、規制動向把握と適切な対応を図る。
- ・ダイオキシン、PCB<sup>26</sup> 関連規制(ダイオキシン類の新たな発生源規制など)の動向把握と必要な対応、ならびにその他 POPs<sup>27</sup> などに関する規制動向の把握と必要な対応を図る。
- ・平成 20 年度版の「化学物質ファクトシート」作成への参画

## 3) 保安防災部会

<企画および運営>

- ① レスポンシブル・ケアの一環として製造・物流に係わる安全の確保に必要な指針・要領などの周知を図る。
- ② 危険物、毒劇物、高圧ガスなどに係わる安全を確保するため、各種保安規則・基準への対応およびその周知徹底を図るとともに、事故防止のための自主的取組みの強化を図る。

<sup>24</sup> VOC : Volatile Organic Compound(揮発性有機化合物)

<sup>25</sup> CJC : Clean Japan Center(財団法人クリーン・ジャパン・センター)

<sup>26</sup> PCB : Polychlorinated Biphenyl(ポリ塩化ビフェニル)

<sup>27</sup> POPs : Persistent Organic Pollutants (高残留性有機汚染物質)

- ③ UNCETDG<sup>28</sup>、IMO<sup>29</sup>などの国際機関の会合などに参加し、危険物輸送に関する国際動向を把握し、周知徹底を図るとともに、国内危険物輸送に関する対応を図る。
- ④ 分類調和ワーキンググループと連携して、GHS<sup>30</sup>の国内での実施に向けて保安防災および危険物輸送に関する対応を図る。
- ⑤ 国内危険物輸送について、関連法規と国連勧告との整合性の確立に向け、関係諸団体と連携し推進する。

#### <活動計画>

##### ① 事故防止に対する取組み

危険物、毒劇物、高圧ガスなどに係わる安全を確保するため、平成20年度より開始した「事故情報の共有化シート」などの活用により、事故防止の一層の強化および安全管理の向上を目指し、会員企業の自主保安対策上の取組みを積極的に支援する。

##### ② 保安防災情報の周知および行政当局への対応

保安防災に係わる規則、基準などの改正にともなう重要情報の会員への周知と、必要に応じ行政当局への働きかけを、危険物保安技術協会、高圧ガス保安協会などと協力しながら行う。

##### ③ 危険物関連対応

危険物の施設における保安の充実方策のあり方について、消防庁危険物保安室と連携しながら、自主保安対策促進を支援する。また、消防法新規危険物候補物質検討の動きおよび指定された場合の会員企業への影響に対して、消防庁などへ適切な対応を図る。

##### ④ 化学プラント危機管理体制構築事業への対応

国民保護法の成立と昨今の国際テロの脅威を勘案して、平成19年度より経済産業省が3ヵ年計画で検討を行っている化学プラントにおける危機管理体制の構築事業に対し、最終年度として経済産業省と連携してこれを支援、推進する。

##### ⑤ イエローカードの普及啓発<危険物輸送サブ・ワーキンググループ>

化学工業界としてイエローカードの普及啓発に努めるとともに、緊急時応急措置指針を活用した混載あるいは少量輸送対象の容器イエローカード(ラベル方式)の導入を促進する。また、行政当局・関係業界への協力を行う。

##### ⑥ 危険物輸送に関する国内外の動向への対応<危険物輸送サブ・ワーキンググループ>

<sup>28</sup> UNCETDG : United Nations Committee of Experts on Transport of Dangerous Goods (国連危険物輸送専門家委員会)

<sup>29</sup> IMO : International Maritime Organization (国際海事機構)

<sup>30</sup> GHS : Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals (化学品の分類および表示に関する世界調和システム)

船舶・航空輸送に関する国内外の動向への対応(危険品貨物情報室の事業活動を含む)を図るとともに国内危険物道路輸送に関する関係保安法規ならびに指針・要領などの会員への周知、セミナー開催による啓発の推進などを図る。

また、国内の危険物輸送に関する国内法(消防法、毒物および劇物取締法、高圧ガス保安法など)と国連勧告との整合性について検討し、会員企業と協力して必要な対応を図る。

#### ⑦ GHS 対応

保安防災の観点から分類調和ワーキンググループの取組みを支援し、GHS 中の物理化学的危険性と危険物輸送に関して必要な対応を図る。

#### 4) 労働安全衛生部会

##### <企画および運営>

- ① 労働安全衛生に係わる法規制、基準などの行政関連課題への対応を図るとともに、化学工業界の意見の反映を図る。
- ② 労働災害防止のためのシステムとして、OSHMS<sup>31</sup> の普及、定着を図る。
- ③ 国際機関の動向を把握し、これに対する適切な対応を図る。
- ④ 化学工業界の労働安全成績に関する自主的調査を継続的に実施し、安全衛生水準向上のための施策に役立てる。

##### <活動計画>

#### ① 労働安全衛生法対応

労働安全衛生に関する法律、政令、規則、通達などの改正にともなう重要な情報を会員に伝達し、必要に応じ意見の調整、関係省庁への意見具申などを行う。

#### ② 石綿製品代替化計画の推進<石綿代替化検討サブ・ワーキンググループ>

平成 20 年度に厚生労働省主催の石綿代替化進捗検討委員会へ意見具申し、承認された石綿代替化計画(平成 23 年度目標で石綿製品の全面禁止を目指す)に基づき、安全の確保に最大限の配慮を行いつつ、会員の当該代替化計画進捗を把握し、積極支援を行い、その進捗を厚生労働省へ定期的に報告する。

#### ③ OSHMS への対応

OSHMS 促進協議会と協力しながら OSHMS の普及、定着を図る。また、OSHMS に係わる他の業界の情報などを会員へ伝える。

#### ④ 労働安全衛生実態調査の実施、報告書の作成および内容の周知徹底

平成 21 年度の労働安全衛生実態調査を実施し、報告書を作成の上、その内容を会員企

---

<sup>31</sup> OSHMS : Occupational Safety & Health Management System (労働安全衛生マネジメントシステム)

業・団体へ周知徹底する。

⑤ 化学物質管理関連対応

厚生労働省、中央労働災害防止協会の化学物質管理関連の委員会、検討会などに参画して、必要な意見具申を行うとともに情報を会員へ周知する。

⑥ その他関係団体との情報交換・連絡、調整、交流(参加、推薦を含む)を行う。

5) 化学品安全部会

<企画および運営>

① 化学物質管理に係わる法規制、基準・試験方法などの行政関連動向への対応を図るとともに、業界の意見を集約し、その反映を図る。

② 化学物質総合管理研究会、分類調和ワーキンググループおよび REACH タスクフォースなどに対しては、当部会と関連が深いことから緊密な連携をとりながら、必要に応じて適切な対応を図る。

③ 既存化学物質の安全性情報収集の推進を図る。

<活動計画>

① 化学物質管理に係わる法改正への対応

<化学物質総合管理研究会><化審法サブ・ワーキンググループ>

・3 省合同(経済産業省、環境省、厚生労働省)による「化学物質審査規制法(化審法)の見直し合同委員会報告書」(平成 20 年 12 月公表)を踏まえ、改正法案の作成がなされ、平成 21 年度中の国会審議・成立が予定されている。今後の行政当局による運用検討に当たり、産業界の実態を十分に勘案の上、実効あるものとするべく、平成 21 年度も引き続き、広く化学工業界の意見を集約した上、その意見を最大限反映させるよう行政当局などへ意見具申に努める。

・化審法に新たに取り入れられるリスク評価に関し、経済産業省、NITE<sup>32</sup> で進められているリスク評価手法検討(用途分類、排出係数の設定などの検討)に対して、産業界の実態を十分に把握した上で、積極的に参画し、会員の意見反映に努める。

② 「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(通称:Japan チャレンジプログラム)」推進

報告書提出を平成 23 年度末に終了すべく、下記事項に関する積極的な推進を図る。また化学物質管理に関する国内外の動向を踏まえ、現行プログラム以降の取組みに関し産業界の意向を集約し、政府と連携して進める。

<sup>32</sup> NITE : National Institute of Technology and Evaluation(独立行政法人製品評価技術基盤機構)

- ・未登録物質の登録促進
- ・コンソーシアムでの取組み支援とカテゴリー・アプローチの促進
- ・試験計画書、報告書の作成支援と提出の促進

### ③ 化学物質の安全性情報収集・発信に関する基盤整備推進

本件については、化審法見直し報告書においても推進が不可欠とされており、平成 20 年度、弊協会も検討支援を行ってきた経済産業省の「化学物質の安全性情報基盤整備事業」の調査結果に基づき、平成 21 年度は、当該基盤整備の本格的検討が予定されている。これに対し、日化協としては、安全性情報基盤整備検討サブ・ワーキンググループを中心として経済産業省と連携し適切な推進対応を図る。

### ④ GHS の国内導入・整備への対応<MSDS・ラベル作成指針サブ・ワーキンググループ>

- ・化管法のMSDS<sup>33</sup> 制度におけるGHS対応について、各国のGHS導入状況にも留意し、国内外の制度的見直し取組み状況について情報収集するとともに、業界の意見を集約し、その反映および対応を図る。<分類調和ワーキンググループと連携>
- ・従来の「GHS 対応ガイドライン(暫定版)」に対して、平成 20 年度は、国連勧告改訂 2 版に対応して当該ガイドラインを見直し、新たに「GHS 対応ガイドライン」を 10 月に発刊したが、平成 21 年度は、新「GHS 対応ガイドライン」の普及・啓発に努める。

### ⑤ 海外法規制の動向把握と対応

中国、韓国の化学物質管理に関する規制動向把握に加えて、REACH-タスクフォースとの連携のもと、欧州、米国・カナダ・豪州などの最新動向の把握を行い必要な対応を図る。

### ⑥ 化学品に係わる情報把握と情報発信<化学品情報サブ・ワーキンググループ>

- ・MSDS ライブラリーの普及を図る。
- ・化学物質の法規制データベースの維持と拡充を図る。

## 6) 分類調和ワーキンググループ

### <企画および運営>

GHS については、国連の GHS 専門家小委員会において、2003 年（平成 15 年）に国連勧告が発効され、その後 2007 年（平成 19 年）に改訂 2 版が出され、2009 年（平成 21 年）に改訂 3 版が承認・発効される予定である。本 GHS 文書を受けて、各国においては、関連法規・規則類を改定しその導入検討が進められる。

我が国への GHS の導入・整備に対して、日化協としては、分類調和ワーキンググループ

<sup>33</sup> MSDS : Material Safety Data Sheet(化学物質等安全データシート)

を中心として、情報の収集を進めるとともに、会員の意見を集約した上、その意見を反映すべく、適切な対応を図る。

#### <活動計画>

##### ① 法規制へのGHS導入・整備に対する対応

- ・GHSは、我が国においては平成18年末に労働安全衛生法を改正し、初めて導入され、その後、GHSによる情報伝達が鋭意進められている。また、平成20年12月より、裾切り値変更の運用も開始され、今後、さらに本法のもとで指定物質を追加する動きがあり、それらに対して適切な対応を図る。
- ・化管法のMSDS制度におけるGHS対応について、各国のGHS導入状況にも留意し、国内外の制度的見直し取組み状況について情報収集するとともに、業界の意見を集約し、その適切な反映および対応を図る。

##### ② GHSにおける基盤整備推進対応

GHSについては、中小企業も含め事業者が円滑かつ着実に対応できるよう行政当局を中心に当該基盤整備を鋭意推進しており、これに対して日化協も連携して積極的に支援を行っているが、平成21年度も引続き、分類調和ワーキンググループを中心として、以下のように積極的に支援を行っていく予定である。

###### ・GHS分類に関するJIS公布の推進

平成20年度に日化協が事務局となり完成したGHS分類方法に関するJIS原案を受けて、現在、(財)日本規格協会にてこれをJIS化すべく推進中である。平成21年度の速やかなJIS公布を目指し、引続き、適切な支援対応を図る。

###### ・GHS分類ガイドライン（分類マニュアル）の普及、浸透推進

平成20年度に上記同様、日化協の支援により完成した行政当局のGHS分類ガイドライン(分類マニュアル)を受けて、平成21年度は、それらの活用を目指し、普及、浸透に努める。

###### ・MSDSおよびラベル表示方法に関するJISの見直し対応

MSDSについて規定したJIS Z 7250およびGHSラベル表示について規定したJIS Z 7251については、制定された後、最近、以下のような環境変化があり、各々JISの改訂が必要となってきたので、平成21年度はその見直しに着手する。

環境変化により見直しが必要な点：a) MSDSに関する国際規格の改正内容、b) GHS文書改訂2版の内容、c) GHS分類に関するJIS原案内容

###### ・分類結果の統一化促進への対応

分類結果の統一化を目指し、行政当局によりそれを促進するシステムとして、「ケミ

ペディア(分類結果に関する意見交換の場)の運用が平成 20 年度に開始されたが、平成 21 年度もこれに対し、本システムへの会員の積極的な書き込みなどの普及を図る。

・分類結果インベントリーの整備対応

行政当局が分類、公表した 1,424 物質に加えて、中央労働災害防止協会では新たな分類作業が進められており、この分類結果に対し、会員の意見を集約し、意見具申を図る。

③ 会員向け GHS 導入・整備への支援

- ・ GHS分類ガイドラインなどを始めとして、会員企業・団体への周知・啓発を推進する。
- ・ 従来の「GHS 対応ガイドライン(暫定版)」に対して、平成 20 年度は、国連勧告改訂 2 版に対応して当該ガイドラインを見直し、新たに「GHS 対応ガイドライン」を 10 月に発刊したが、平成 21 年度は、新「GHS 対応ガイドライン」の普及・啓発に努める。

④ GHS導入の国際動向の把握と対応

- ・ 国連のGHS専門家小委員会に定期的に参加し、各国・地域でのGHS導入・整備の動向、2009年(平成21年)改訂予定のGHS勧告改訂3版の内容フォローなど、国際動向の把握に努めるとともに、OECDが進める新たなエンドポイントの検討についても注視する。
- ・ GHS の導入に関し、近隣諸国(韓国、中国、台湾)などの動向把握およびそれらの国に対する会員企業・団体の必要な対応への支援に努める。

7) 事業場 GHS 表示検討ワーキンググループ

<企画および運営>

厚生労働省で、新たに事業場内における GHS 表示を制度化しようとする動きが見られ、これに対し、本制度化による産業界の混乱を回避するため、当該ワーキンググループを中心として、本件に関する会員企業および団体の意見を集約し、その意見を反映すべく適切な対応を図る。

<活動計画>

国際制度調和の観点より諸外国に歩調を合わせた対応、GHS 代替手段の積極活用、混合物の取扱いなどを論点として、厚生労働省に意見具申を行い適切な対応を図る。

8) 安全表彰会議

<企画および運営>

- ① 優れた安全成績をあげた日化協または JRCC の会員事業所および会員関連事業所を表彰し、その努力と成果を広く発表し、業界全体の安全意識の高揚、安全対策の向上を図る。
- ② 安全に関する所定の資格要件に合致する日化協法人会員事業所に対し、無災害事業所申告制度の推進を図る。

<活動計画>

① 安全表彰制度に基づき、安全に係わる模範的な活動を行い、かつ安全成績の優秀な事業所に関する表彰候補の審査および選定を行う。また当該制度の会員への普及および運用の改善などについても推進を図る。

② 安全表彰事業所を中心とする安全管理活動状況発表会「安全シンポジウム」の開催

③ 無災害事業所申告制度の推進

#### 9) リスクアセスメントシステム

<企画および運営>

事業者が化学物質を取扱う際のリスクを定量的に評価する「Risk Manager」を平成17年度より提供開始しており、そのフォローアップを継続する。

<活動計画>

「Risk Manager」に関するユーザーからの各種問い合わせに適切に対応する。

#### 10) 新規課題対応ワーキンググループ

<企画および運営>

① バイオモニタリング、ナノマテリアル など化学物質の安全性に係わる新規課題への対応について基本方針の策定を行うとともに、内分泌かく乱問題に係わる動向をフォローする。

② 行政当局、学会、マスメディアおよび一般社会の動向に配慮しつつ、市場に創出される新技術、新規化学物質の安全性問題への対応を図る。

③ 必要に応じて個々の化学物質の枠を超えて、総合的に内分泌かく乱問題への対応を図る。

④ 小児健康問題への対応を図る。

⑤ 上述に関連し ICCA、ACC<sup>34</sup>、CEFIC<sup>35</sup> などとの国際的な協調を図る。

<活動計画>

① 新規課題に係わる国内外の動向を把握するとともに、基礎的な研究が必要とされる課題については、必要に応じて LRI (Long-range Research Initiative、長期自主研究) の課題としての取組みを検討する。

② 小児健康問題、動物代替試験法などの動向調査を行うとともに、ナノマテリアルやバイオモニタリングへの取組みをグローバルな観点を含め検討する。

③ 内分泌かく乱問題の動向調査に努める

④ OECD テスト・ガイドラインの動向把握を行うとともに、必要に応じて修正などの対応を図る。

<sup>34</sup> ACC : The American Chemistry Council (アメリカ化学工業協会)

<sup>35</sup> CEFIC : European Council on Chemical Industry Federation (欧州化学工業連盟)

## 8. ICCA 対策委員会（事務局 化学品管理部）

### (1) 企画および運営の方針

2002年のWSSD<sup>36</sup>（ヨハネスブルグ・サミット）での「2020年までに化学物質の製造と使用がヒト健康・環境に与える悪影響を最小化する」との決議を受けて、2006年2月、ドバイにおけるUNEP<sup>37</sup>のICCM<sup>38</sup>会議においてSAICM<sup>39</sup>が採択され、産業界にも化学物質の安全使用に対する取組みが従来以上に求められている。

他方、2007年10月、ICCAでは組織の見直しを行い、「化学品政策と健康」、「エネルギーと気候変動」、「レスポンシブル・ケア(RC)」の3重点課題に沿ったリーダーシップグループに再編し活動を開始したところである。平成21年度は、ICCA対策委員会として、SAICMへの対応を課題とする「化学品政策と健康」リーダーシップグループの重点課題であるサプライチェーンを通じた化学物質管理（プロダクト・スチュワードシップ（PS））の充実に焦点を当て、環境安全委員会ならびにJRCCとの連携のもと、化学物質の自主的なリスク評価の推進を図るとともに、OECDにおけるHPVプログラムやLRIの自主活動を継続する。

### (2) 活動計画

#### 1) SAICMへの対応とICCA化学品政策と健康リーダーシップグループ（CP&H LG）活動の推進

2006年2月ドバイにおけるUNEPのICCM-1会議にてSAICMが採択され、ICCAはレスポンシブル・ケア世界憲章(RCGC)とGPS（Global Product Strategy）の実施を宣言し、SAICMへの貢献を公約した。そして、2009年5月にはICCM-2が開催される予定であり、産業界としての取組み実績が問われることとなる。ICCAは、ICCM-2を平成21年度の重要イベントと位置付け、活動進捗状況を報告、公表する予定であり、その後も3年毎に開催されるICCM会議で逐次報告を行い、進捗状況を公表して、化学産業をSAICMの実施に対する建設的貢献者として位置付ける努力を行う。ICCAは、公約を遂行するために組織改訂を行い、RCGCはRCグループで、GPSはCP&Hで実施計画を策定し、SAICMへの貢献を推進する体制とした。

CP&Hは四つのタスクフォースとICCM-2計画チームを設置し、GPSを中心としてそのより具体的な実施ガイダンス作成やSAICMへの対応について検討を進めている。（「物質情報の収集と共有タスクフォース」、「活動指標と報告タスクフォース」、「キャパシティ・ビ

<sup>36</sup> WSSD : World Summit on Sustainable Development(持続可能な開発に関する世界首脳会議)

<sup>37</sup> UNEP : United Nations Environment Programme(国連環境計画)

<sup>38</sup> ICCM : International Conference on Chemicals Management(国際化学物質管理会議)

<sup>39</sup> SAICM : Strategic Approach to International Chemicals Management(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)

ルディングタスクフォース」、「アドボカシータスクフォース」)

日化協および会員企業も、ICCA 方針に沿って、ICCM-2 への CEO レベルの参加、CP&H の各タスクフォースへの参加、キャパシティ・ビルディングタスクフォース の議長を務めるなどの積極的な貢献をし、RCGC と GPS の実施を推進することで SAICM への対応を図る。

平成 21 年度は、引続きこれらのタスクフォースに参加して日化協の意見を反映させるとともに、CP&H でまとめられた各種ガイダンスや既に発行されている ICCA プロダクト・スチュアードシップ・ガイドライン (2007 年 3 月発行) の内容を、JRCC との連携の下に会員へ周知し、その実施を推進する。さらに、ICCM-2 で ICCA が報告する活動結果の集計に協力する。また、日本が議長を務めるキャパシティ・ビルディングタスクフォースは、平成 21 年度にアジア、南米、ロシアなどの地域で GPS や PS の普及のためのワークショップを計画しており、日化協も JRCC と協力してこれ等のワークショップの開催を支援する。

## 2) ICCA HPV イニシアティブ

OECD では 2010 年までに 1,000 物質の評価を完了することを新たな目標としてプログラムが継続されているが、2008 年 10 月開催の第 27 回評価会議(SIAM<sup>40</sup> 25)時点での評価完了は 932 物質(ICCA : 641 物質 内数)という結果となっている。

他方、欧州で成立した REACH ならびに米国の ChAMP、カナダの DSL、日本の Japan チャレンジプログラムが OECD の HPV プログラムの促進につながるようデータの相互利用を検証している。

また、OECD HPV プログラムは 2009 年で一応の区切りとなるので、2010 年以降のプログラムのあり方について、専門家委員会での検討が開始された。

平成 21 年度は、以下の業務を重点課題とする。

- ① 日本企業が参画している物質について、進捗状況の把握と提出の促進を図る。
- ② ICCA HPV イニシアティブの進捗状況をフォローし、情報提供する。
- ③ 欧米の HPV を始め既存化学物質の評価に関連する諸活動をフォローし、情報提供する。
- ④ 2010 年以降のプログラムを検討する専門家委員会に参画する。

## 3) Long range Research Initiative (LRI)

<企画および運営>

- ① ICCA-LRI の取組みとして欧米との協調を図り、積極的に LRI を推進する。
- ② 従来の研究分野(内分泌かく乱作用、神経毒性、化学発がん、免疫毒性) および、昨年新たに加えられた「リスク評価の精緻化」分野からなる 5 つの研究分野、ならびにこれらの分

---

<sup>40</sup> SIAM : SIDS Initial Assessment Meeting(HPV(高生産量化学物質)の初期評価レポート評価会議)

野に共通した「分野共通」の研究を行う。

- ③ ICCA の LRI Global Research Strategy で Pilot Study として決定された「バイオモニタリングデータをいかに解釈するか」に関する研究推進は、今後も「リスク評価の精緻化」分野で対応する。
- ④ 日化協として今後注力すべき分野について検討を行い、募集する研究分野や課題の再検討を行う。
- ⑤ LRI の意義、活動内容について、会員および公衆のさらなる理解を得るべく、継続的に広報活動を行う。

#### <活動計画>

##### ① ICCA-LRI 活動への積極的参加

- ・バイオモニタリング・ワークショップ（平成 21 年 6 月）に参加し、日本の取組みについて積極的に発信する。
- ・ACC-LRI、CEFIC-LRI との連携を深め、相互の情報交流を活発化する。

##### ② 平成 20 年度(第 9 期) 研究

- ・Annual Report(研究概要を含む) の刊行(平成 22 年 3 月末)。

##### ③ 平成 21 年度(第 10 期) 研究

- ・研究課題公募(平成 21 年 3-4 月)、審査(6-7 月)、採択研究課題の決定(7 月)。
- ・研究モニタリングの実施(9-12 月)。
- ・中間報告書の受領と評価(平成 22 年 3 月)。

##### ④ 平成 22 年度(第 11 期) 研究

- ・研究分野毎にテーマの決定、募集要項作成(平成 22 年 2 月)。

##### ⑤ 今後注力すべき分野や課題に関して定期的な議論・検討を実施していく。

特に過去 10 年間の活動の総括・評価を行い、ICCA-LRI の動向など含め必要に応じて研究課題の再構築に着手する。

##### ⑥ LRI 広報の取組み強化

- ・LRI の意義、活動内容を公衆にも広く知ってもらうべく、広報活動を強化する。
- ・日化協 LRI10 周年を期して、LRI 活動の成果を取りまとめたイベントを企画する（実施は平成 22 年度を予定）。

#### 4) OECD 化学品プログラムへの対応

化学品ビジネスのグローバル化、SAICM、GHS の導入、REACH の成立などを背景に、国際的な化学品管理プログラムにおける OECD との連携がますます重要となってきた。ICCA/Biac の OECD 関連活動を正確にフォローし、日本の化学産業界としての意見を

発信する。

<重要案件>

- ① OECD テスト・ガイドライン開発への対応(内分泌かく乱物質スクリーニング法、動物代替試験法など)
- ② OECD HPV プログラムと、欧州、米国、カナダ、豪州、日本など各地域および国が実施している既存化学物質評価プログラムとの相乗的効果の追求
- ③ 新規化学物質の登録制度の国際相互認証システムへの対応。(新規化学物質クリアリングハウスなどへの参加)
- ④ ナノマテリアルの安全性評価プログラムへの参加
- ⑤ 化学物質安全性情報データベースの構築
- ⑥ QSAR<sup>41</sup> の開発
- ⑦ 情報公開と CBI のバランス問題 など

5) その他

平成 21 年度は、主として以下の項目に重点を置く。

① POPs(ストックホルム条約)のフォロー

新たに PFOS<sup>42</sup> など 9 物質が POPs 候補として提案され、2009 年 5 月の締約国会議にて附属書への登録が審議される見込みであり、その進捗をフォローする。

---

<sup>41</sup> QSAR : quantitative structure—activity relationship(定量的構造活性相関)

<sup>42</sup> PFOS : Par—Fuluoro—Octane—Sulfonate(パーフルオロオクタンスルホン酸)

### Ⅲ. 自主事業の活動計画

#### 1. 研修センター

##### (1) 企画および運営の方針

- 1) 当研修センターは、平成5年6月に設立され、英国の認定機関IRCA<sup>43</sup>の認定を受けて、ISO<sup>44</sup>9001 および ISO14000 シリーズに基づき、化学および関連産業における品質・環境マネジメントシステムの構築、内部監査員・外部審査員の研修、非認証の審査および相談・アドバイスなどを実施し、各企業の適合性の認証取得に貢献してきた。その後、IRCA 認定基準の変更および外部審査員研修の需要の減少などにより、平成17年度にはIRCA 認定を返上し、当研修センターで長年培った知見および経験に基づき全面改訂した研修テキストをもとに、品質・環境マネジメントシステムの運用を継続的に改善・促進できる内部監査員の育成を中心に研修を実施してきたが、これも近年に至っては研修生の年々の減少などにより維持が困難な状況となってきた。したがって、平成21年度は、平成20年末に8年ぶりに改訂されたISO9001 追補版の研修に焦点を当てることとし、平成21年度をもってISOに係わる研修事業を終了する。
- 2) ISO 研修事業とは別に、化学業界を取り巻く社会状況より、化学品の安全管理の手法を実務で活用していくための人材の育成が必要となっており、日化協で実施してきた各種の調査・研究などの事業の成果を基に、化学物質のリスク評価の実務要員の育成に焦点を当てて研修を継続する。

##### (2) 活動計画

###### 1) 品質・環境の内部監査員の研修事業

品質では最新版のISO9001：2008に基づき、環境ではISO14001：2004に基づき、力量のある内部監査員を養成するために、長年培った知見・経験をまとめた最新版のテキストを使用し、各内部監査員研修コースを定期開催する。また、従来どおり、関西化学工業協会との協力のもとに関西地区での研修も行うこととし、相談、アドバイスおよび出張研修などについても、企業の個別要請に応じ実施する。なお、以上の活動は、平成21年度をもって終了する。

###### 2) 化学品の環境安全管理などの実務要員の研修事業

IATA<sup>45</sup> 認定航空危険物セミナー、ケミカルリスクフォーラム、危険物輸送における安全

<sup>43</sup> IRCA : International Register of Certificated Auditors(国際審査員登録機関)

<sup>44</sup> ISO : International Organization for Standardization(国際標準化機構)

<sup>45</sup> IATA : International Air Transport Association(国際航空輸送協会)

管理の講習会、安全シンポジウムについて実践的なトレーニングによる実務要員の養成のための研修を、関西化学工業協会との協力のもと関西地区での開催も含めて引続き実施する。

### 3) 参考資料(ISO 研修活動の経緯)

- ・平成3年度から品質保証・標準化部会で研修センターの設立準備を開始し、平成5年6月に当研修センターを設立。
- ・平成4年度から英国の認定機関IRCAの認定を受けている英国バイウォーター社とライセンス契約し、ISO9000シリーズに関する研修コースを実施。
- ・平成7年度から、ISO14001:1996の発行予定にともない、内部監査員研修についてバイウォーター社と、外部審査員研修についてはエクセルパートナーシップ社の日本支社それぞれとライセンス契約を結び研修を開始。
- ・平成8年度には、品質の外部審査員研修コースを日化協講師で開催できるようになり、日本の認定機関JABの認定を取得し、IRCAとJAB両方の認定コースとして開催。
- ・平成9年度には、環境の外部審査員研修コースのJAB認定を取得し開催。
- ・平成13年度には、研修の目的変更のため、両研修コースのJAB認定を返上し、品質はIRCA認定のみで継続し、JAB認定のみの環境の外部審査員研修コースは廃止し、エクセルパートナー社との契約を解消。
- ・平成17年度には、IRCAの認定基準の変更および研修生の減少などにより、バイウォーター社とのライセンス契約を解消。

## 2. 日本化学試験所認定機構 (JCLA)

### (1) 企画および運営の方針

ISO規格に基づく認定に関しては、これまで環境関係の試験所の認定が中心であったが、最近の傾向としては飲料水、プラスチック(RoHS<sup>46</sup> 指令対象物質)および食品などの分野に拡大し、認定試験所も多様化してきた。今後とも人の健康と安全に係わる試験分野の認定が増加すると期待される。平成21年度も、これらの分野での認定業務を積極的に進める。MLAP<sup>47</sup>に関しては、平成20年度は3年毎の更新審査にあたり、期限内に認定の更新が終了するように計画的に審査を実施した。同様にJCLAも経済産業大臣より認可を得た指定認定機関として3年毎の更新審査を7月に受審し、8月29日付けで指定認定機関の更新認可を得た。なお、MLAP

<sup>46</sup> RoHS: Restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment(欧州の電気電子機器に含まれる特定有害物の使用制限に関する指令)

<sup>47</sup> MLAP: Specified Measurement Laboratory Accreditation Program (特定計量証明事業者認定制度)

認定事業については、政府行革推進委員会の役員基準などの理由から、次回平成 23 年度の更新は行わず、指定認定機関を返上することを日化協理事会で決定しており、平成 21 年 4 月以降の更新審査については、NITE<sup>48</sup> に移行していく。

また、試験所認定制度の広範な理解を得るために、説明会の開催、マスメディアへの情報提供およびインターネットを利用した広報活動を積極的に行っていく。

## (2) 活動計画

### 1) 認定審査の実施

平成 20 年度の ISO 規格に基づく審査の実績見込みは、新規の認定申請がほぼ計画通りとなることから拡大審査および維持審査を含めて 71 件となり、前年度より 5 件増加した。ISO 規格に基づく平成 21 年度の審査計画としては、新規認定審査の目標を 8 件とし、維持審査は拡大審査を含め 57 件、再審査は 15 件と全体で 80 件の審査を予定している。MLAP に関しては、平成 20 年度は更新審査を中心に 12 件の審査を実施したが、平成 21 年度はフォローアップ調査だけ 3 件の審査を予定している。

### 2) 審査プロセス関連

- ① マネジメントシステムの継続的改善
- ② テクニカルノートの見直し
- ③ 認定審査の指針の見直し

### 3) 審査員の養成および力量維持の研修

審査員の高齢化や必要な専門分野の審査員の不在などの問題から計画的に審査員を養成していく。特に不足しているシステム審査員の新規養成を行う。

### 4) MLAP

平成 21 年 4 月以降の更新審査については、NITE に移行し、平成 21 年度はフォローアップ調査だけを行う。

### 5) 広報活動

- ① 試験所認定制度の普及と理解を深めるためのセミナーの実施を計画する。(試験所認定機関連絡会主催)
- ② マスメディアなどへの情報提供などにより、試験結果利用者への試験所認定制度の啓発を図る。
- ③ インターネットを利用した JCLA の紹介および認定審査に関する情報の公開を推進する。

### 6) 内部監査およびマネジメント・レビュー

内部監査は規定にしたがい、年に 1 回実施する。実施時期は 2 月とし、これらの結果を平

---

<sup>48</sup> NITE : P16 参照

成 22 年度のマネジメント・レビューにつなげていく。

#### 7) APLAC<sup>49</sup>

2009 年度総会(インドネシア)への参加を含め、APLAC からの情報を JCLA の活動に活用する。なお、2010 年 12 月に APLAC 総会の日本開催(大阪)が決まっており、試験所認定機関連絡会と連携しながら、この準備を計画的に行う。

---

<sup>49</sup> APLAC : Asia Pacific Laboratory Accreditation Cooperation(アジア太平洋試験所認定協力)

## IV. 関連組織の活動計画

### 1. 日本レスポンシブル・ケア協議会 (JRCC)

#### (1) 企画および運営の方針

平成 21 年度は、レスポンシブル・ケア中期計画(2009—2012)の初年度であることから、中期計画の基本方針である「国際化学工業協会協議会 (ICCA) 下のレスポンシブル・ケアリーダーシップグループ (RCLG) の方針に則った活動を展開」の浸透を中心とし、以下の重点推進事項にしたがって活動を進める。

- 1) プロダクト・スチュワードシップ(PS)の一層の強化、推進
- 2) RCLG との連携によるレスポンシブル・ケア活動の普及
- 3) 検証活動の充実による説明責任の遂行
- 4) レスポンシブル・ケア活動の継続的な改善推進と普及
- 5) レスポンシブル・ケア活動の社会に対する認知度のさらなる向上

#### (2) 活動計画

##### 1) プロダクト・スチュワードシップ(PS)の一層の強化、推進

世界的な化学物質管理のさらなる充実が求められる中で、日化協と緊密に連携を保ちながら RC 世界憲章に謳われている PS のより一層の強化に努める。

- ① プロダクトスチュワードシップワーキンググループを立ち上げ、会員企業の活動の支援策を立案・実行する。
- ② 会員交流ワーキンググループの勉強会やワークショップ開催などにより、プロダクトスチュワードシップの実施内容や企業の活動項目について繰り返し説明し、周知を図る。

##### 2) RCLG との連携によるレスポンシブル・ケア活動の普及

- ① 化学品政策・健康リーダーシップグループのキャパシティ・ビルディングタスクフォースと連携し、アジア地区におけるプロダクト・スチュワードシップワークショップを共同で開催する。3 月のタイでのワークショップ開催に引き続き、10 月にはアジア太平洋レスポンシブル・ケア会議 (APRCC) に併設する形で、東京にてワークショップを開催する。
- ② アジア太平洋レスポンシブル・ケア機構(APRO)を中心としたアジアの RC 活動支援  
APRO の議長国として、運営組織の再編を図るとともに、10 月に APRCC を東京にて開催し、同地域のレスポンシブル・ケア活動の向上に貢献する。
- ③ 政府関連機関との連携によるキャパシティ・ビルディング  
アジア地域でのレスポンシブル・ケアの普及や化学品管理政策の策定・実践を支援する

ため、現地あるいは国内での研修開催や講師派遣などを、キャパシティ・ビルディングの一環として積極的に行う。

### 3) 検証活動の充実による説明責任の遂行

以下の方策を推進することにより、検証活動の一層の充実を図り、活動の透明性を高める。

#### ① 検証内容の公平性アップと平準化

検証員評価の公正性向上を狙いとし、検証員新規採用促進および現検証員訓練の充実。

#### ② RCLG グローバル検証制度への適切な対応

RCLG グローバル検証制度確立に際し、各国の事情を配慮できる自由度を確保できるよう RCLG 会議、TF 会議で、日本の意見を具申する。また、RCLG グローバル検証制度確定後、必要ならば現検証制度の変更を検討する。

### 4) RC 活動の継続的な改善推進と普及

以下の方策を推進することにより、会員および会員関係会社のパフォーマンスの継続的な改善を推進、支援するとともに、会員の相互情報交流を深め、RC 活動のレベルアップを図る。

#### ① 会員交流会、勉強会の企画立案

会員交流会については、分科会方式を踏襲し、会員各社が抱えている問題点の共有化と討議の深化により、解決方法を探っていく活動を継続する。また勉強会は会員各社の RC 活動のレベルアップとなる内容を選定し、施設の見学会なども含めて企画する。

#### ② RC ベストプラクティスの共有推進

上記交流会にて、参加メンバー全員が成果を共有できるよう、分科会活動を充実させることとする。そのため、各分科会をワーキンググループ委員で分担、フォローする。平成 18 年度に新設したレスポンシブル・ケア表彰制度(個人やグループを対象とする)は、今後も RC 活動をより一層推進するためのインセンティブとして、さらに多数の応募があるよう周知を図る。

#### ③ 会員のグループ企業登録の積極的推進

RC 活動の裾野をさらに広げる意味で、従来通り会員のグループ企業登録の積極的推進を図っていく。

### 5) RC 活動の社会に対する認知度のさらなる向上

以下の方策を推進することにより、RC 活動の成果について、幅広くステークホルダーから評価を受けるとともに、対話を通じ相互理解が得られるように努める。

#### ① 認知度向上のための方策

当協議会が今後とも、RC 活動を通じて、社会とともに発展していくために、報告書報

告会、地域および市民対話、PS 活動（バリューチェーンを通じた活動）および広報活動などの場において、常にステークホルダーの幅をさらに広げることに努力する。

## ② 報告書ワーキンググループ関係

内容については、カラー化を充実させ、読者が興味を持つ報告書作りを目指す。

また、できあがった報告書をより幅広いステークホルダーに読んで、評価して頂くべく、以下の点に注力する。

- ・会員外の重要ステークホルダーの RC 報告会への参加増を図る。
- ・新聞・雑誌などの広報活動をさらに幅広く展開する。

また、「レスポンシブル・ケアを知っていますか」の改訂については、ページ数を削減して、イラスト・写真などを多用することで、読みやすいものとする。

## ③ 対話ワーキンググループ関係

a. 地域対話については、15 地区を 2 年で一巡するペースを継続し、対話の中身の充実化を図る。具体的には、以下の点に注力し、対話のさらなる質の向上を目指す。

- ・年 2 回開催している地区代表幹事会において、各地区における対話の進め方の改善についての意見交換を促進するとともに、問題点とその解決法について共有化する。
- ・平成 20 年度より開始した個別対話補助制度の周知と充実を努め、対話の裾野を広げる。
- ・対話ワーキンググループ委員は地域対話に参加して実施状況、課題、評価などのフォローに努め、対話の進め方についてアドバイスを行う。
- ・会員の対話スキル能力向上のために、リスクコミュニケーション研修会(年 1 回)を継続するが、地域対話開催地区のみでなく、会員全社より参加者を募る。

b. 市民対話については、相互理解充実のためにテーマ選定・話題提供に工夫を凝らす。また、平成 20 年度に開始した学校の教師との対話の定着を図る。

## 2. 化学標準化センター

### (1) 企画および運営の方針

国内外の標準化活動における化学業界共通課題の検討および取り組みを行う。また、化学分野における標準化活動の推進を図るために、国内外の標準化情報の収集を行い、会員へ提供する。

### (2) 活動計画

1) 日本工業規格（JIS）策定・改廃および ISO/IEC 規格の審議・提案の実施または支援

#### ① JIS の策定・改廃

日化協が原案作成団体となっている JIS の維持管理は、5 年毎の定期見直し作業に併せて、適宜検討し、作業を行う。

## ② ISO 規格の審議・提案の実施

ISO/TC47 (化学) の国内審議団体として、ISO/TC47 が策定した ISO 規格の維持管理などの日本としての対応を検討する。ISO/TC47 の国際幹事として、化学分野の国際標準化活動を推進する。その他、(財)日本規格協会などの ISO/IEC 国内対応委員会 (ISO9000、14000 シリーズ)の審議へは、委員として参画し、当センター専門委員会での検討を経て、化学業界の立場や意見の反映を図る。

## 2) 標準化活動に関連する情報の収集、提供

国内外の標準化活動の動向、最新事案、セミナーの開催案内・紹介などについては、専門誌、ウェブサイトなどで情報収集し、「標準情報」のメール配信などによって、迅速に会員へ情報提供を行う。当センターの活動状況については、月次報告を行う。会員からの標準化業務に関する問い合わせや化学関連の規格についての一般の問い合わせに対応する。

## 3) 標準化活動における共通の課題の解決のための国や国際機関への提言

化学業界共通の課題について化学業界の立場と意見を取りまとめ、国の審議会・委員会や関係諸団体の委員会へ参加することを通じて、また、各調査などへの回答を行うことを通じて、国内外の標準化に係わる共通の課題に対処する。

# 3. 化学製品 P L 相談センター

## (1) 企画および運営の方針

当センターにおける最近の相談傾向を分析すると、消費者からの相談が占める割合が多く、平成 20 年度も約 4 割が消費者からの相談であった。そのうちの約半数が事故・苦情の相談で、残りは一般的な問い合わせであったが、問い合わせの中では、例年、化学物質・化学製品の安全性に関するものが多く寄せられている。

平成 21 年度も、当センターで受付けた相談事例を通じ、その背景にある消費者の意向や使用の実態などを把握して業界に伝達していく一方、化学製品の安全な使い方などの情報を提供して消費者啓発を促していくことを目的に、運営協議会やサポーターリングスタッフの指導・助言のもとに、日化協広報部および環境安全部ならびに JRCC などと連携して、以下の活動に取り組んでいく。

## (2) 活動計画

1) 化学製品による事故・苦情の相談や問い合わせに対応し、化学製品への消費者の理解促進を図

- る。
- 2) 行政当局、各地の消費生活センター、他業界の PL センターおよび当センターに寄せられた製品事故に係わる商品の業界団体などとの連携に基づき、消費者問題や製品安全問題に係わる情報の収集に努める。
  - 3) 毎月ウェブサイトに掲載する『アクティビティノート』などにおいて、受付相談事例および対応内容を公開して、業界関係者に製品安全問題の実態を伝えるとともに、消費者に分かりやすい表現を用いた情報提供により、化学製品による事故の未然防止・再発防止および化学業界のイメージアップを図る。

#### 4. 危険品貨物情報室

平成 12 年度に開始した危険物航空貨物の問合わせ相談業務は、航空会社や航空貨物代理店を対象に会員制(有料)で実施しているが、2001 年 9 月の米国テロ事件、アフガニスタン、イラク戦争後の社会不安発生以来、相談業務の社会的ニーズは依然として高い。

については、平成 21 年度も、航空貨物に関する業務を維持強化する一方、会員の増加に努力し、航空貨物輸送の安全の向上に寄与する。

#### 5. 化学兵器／産業検証連絡会

平成 20 年度に引続き経済産業省、OPCW<sup>50</sup> からの情報収集、担当連絡者会の開催による情報提供など、情報交換・提供を中心とした活動を行う。

---

<sup>50</sup> OPCW : P11 参照

## V. 事務局共通事項

### 1. 情報化の推進

#### (1) 企画および運営の方針

- 1) 日化協で使用している情報システムの維持、更新を行うとともに、さらなるセキュリティの強化に注力する。
- 2) 広報部と連携し、日化協ウェブサイトを中心に、会員、一般向け情報提供サービスの質の向上に努める。
- 3) 六甲ビル入居化学関係団体で利用している共用ネットワークの有効利用を図る。

#### (2) 活動計画

- 1) 円滑な事務局業務遂行のため、情報システムの設計、管理、運営を行う。
- 2) デジタル化されたデータならびに紙として保存されているデータを整理し、必要なデータが簡単に検索、利用できるシステムの構築を検討する。
- 3) 日化協の活動・講演会などを、日化協ウェブサイトを通じ積極的に紹介する。
- 4) 各種調査報告やレポートなどの電子化を促進し、ウェブサイトで公開するだけでなく、必要に応じ、CD-ROM、DVD などのメディアでも提供する。
- 5) 電話会議システム、通訳システムなど国際連携に対応したシステム整備を行う。
- 6) 団体会員に対する情報化システムおよびセキュリティ対策に関するサポートを行う。
- 7) ネットワークを共有している六甲ビル入居化学関係団体間で、より一層のネットワークの有効利用を検討する。

### 2. 職務能力の向上

#### (1) 職務能力の向上

事務局業務を効率的に遂行し、確実な業務成果とするため、日化協内外の関係部門と十分な情報交換や意思疎通を図り関連知識を拡大するとともに、担当業務の習熟に努め、職員の職務能力の向上を図る。また、専務理事および常務理事による職員との定期面接を通じ、業務目標の設定と評定など、業績評価制度の一層の充実を図る。

#### (2) 小グループ活動による生産性の向上

オフィスの生産性向上を目指し、平成 20 年に発足した「働きやすいオフィス WG」活動を継続実行する。